

増資とは?～増資手続きの概要～

東京メトロポリタン税理士法人
社会保険労務士 秋山 直文

会社の資金が不足すれば、外部から資金を調達することになります。
新規に株式を発行して資金調達することを、エクイティファイナンスと呼びますが、増資もその一種です。

調達する資金は、融資・借入れによることが一般的です（銀行や公庫等）が、株式会社には融資以外の資金調達方法として、増資という方法があります。

増資と融資との違いを簡単に言うと、増資は返済する必要がないことがあげられます。

いくら返さなくて良くて、出資してもらったのに何も返さなければ、出資者は増資には応じてくれません。そこで、会社は利益を出し出資者には配当するという、一定の責任が生まれます。

では、増資とはどのような手続きでしょうか？

増資とは会社が新しく株を発行して資本金を増やすことです。

(資本金＝発行済株式数×発行価額)

増資にはいくつかの種類があり、以下のように、誰が新規に発行した株を引き受けるかで、名称が異なります。

◆株主割当増資（均等割当） →既存の株主全員
(既存の株主から出資を受けて会社の資本金を増やす)

これは、既存のすべての株主に対して、その持ち分に応じて均等に（既発行株式1株につき○株の割当という方法により）新株引受権を付与するものです。

新株引受権を行使するか否かは株主の自由であり、追加出資を希望しない場合は新株予約権を放棄することも可能です。

純粋な資金調達目的で増資を行う場合は、後にご説明しますが、第三者割当増資または公募増資を行うのが一般的です。

株主割当増資は、以下の場合等に実施されます。

- ・株主構成を変更したくない
- ・新たな株主を加えたくない
- ・資金調達よりも株式数または資本金を増加させたい
- ・割安な価格で新株を割り当てたい

なお、既存株主に有償で新株を割り当てる場合、無償で行うことがあります。

これを株式分割（または無償増資）と言いますが、株式分割は、資本の増加を伴わないため、増資ではありません。

◆第三者割当増資 →指定された特定の取引先など

ここで言う「第三者」とは既存の株主以外の者であり、取引先やベンチャーキャピタル、自社の役職員など、特定の縁故者に声をかけて応募を募ります。

◆公募増資 →広く一般から株主を募集（上場時等）

上記 2 つは、株主以外の第三者から出資を受けて会社の資本金を増やす点では同じですが、第三者割当増資は特定の第三者に対して株式を割り当てるのに対し、公募増資の場合は、不特定多数の者に株式を割り当てる点が異なります。

また、公募増資には、直接募集と間接募集があります。

直接募集とは、発行者が新株の募集を行うものです。自己募集、直接発行ともいいます。間接募集とは、発行者に委託された第三者（証券会社など）が新株の引き受けまたは募集を行うものです。委託募集、間接発行ともいいます。

非上場会社においては、知名度が低く、また公募増資の手続きは煩雑であるため、公募増資ではなく第三者割当増資を行うのが一般的のようです。

また、上場企業でも、増資額が巨額で大規模な株主構成の変動を伴う場合などに第三者割当増資が利用されるケースがあります。他にも、企業買収、業務提携等に利用される場合もあります。

上記いずれかの方法で増資手続きを行い、資本金を増やすことが増資です。

会社法上、増資は、新株の発行および保有自己株式の処分すなわち「募集株式の発行等」として、法 199 条以降 213 条までの間に手続き等が規定されています。

増資で出資者から払い込まれた資金の 2 分の 1 までは資本金に組み込まず資本準備金と

することができます（法 445 条 2 項 3 項）。

「増資手続」の大まかな流れは以下の通りです。

<主な増資の手続きの流れ>

取締役会で株主総会の招集を決議



株主総会決議で株式の発行を決定（募集事項の決定）



株主に増資の通知



株主からの払込み



資本金額・発行株式数の変更登記（増資の登記）

増資後、効力発生日(払込期日)から 2 週間以内に、本店所在地の管轄法務局に「資本金の額の変更」の登記申請を行わなければなりません。

以上で、大まかな増資の手続きについては終わりです。

ところで、増資することによって、株価はどうなるのでしょうか。

一般に株式市場では、会社の価値は業績やその他の要因（成長性、財務健全性等）で決定され、増資により手元流動性が増加しても企業価値に大きな影響はないとされます。

したがって、増資により企業価値は変わらないのに発行済株式総数のみが増加すること

になり、結果として既存株主が保有する株式の価値を下げてしまうと考えられます。

これを、「株式の希薄化（または希釈化）」と呼びます。

（株主割当増資については、増資による持ち株数の増加で相殺されるので、希薄化による影響は生じません。）

ちなみに、会社法では、増資の決議要件については、既存株主の不利益に配慮して、いくつか制約を設けています。

最後になりますが、増資といっても、積極的な資金調達（設備投資などの資金調達）ばかりではなく、資金難の解消目的の資金調達の場合が考えられます。

積極的な増資ならば、将来の株価の上昇を期待できますが、資金難解消目的の増資では、お金に困っているだけです。そのため株価の上昇は見込めません。

手続き上は一括りに増資と言っても、実はそれが積極的なものか否かでその企業の置かれている状況が異なります（不況下では、資金難解消目的の増資がほとんどですが）。

しばしば新聞などで上場企業等の増資が話題に上がることがありますが、増資の内容は、その時代の経済的背景に左右されていることが多いようです。

出資者は、その増資が積極的なものか否かを見極めたうえで出資しないと、折角お金を出しても、見返りが何も無い（窮地に陥っている企業を応援するための出資なら、見返りは期待していないでしょう）ということになりかねませんのでご注意ください。

最後までお読みいただき、ありがとうございます。